

各 位

公益社団法人 滋賀労働基準協会

〒520-0806

大津市打出浜13番15号 笹川ビル4F

TEL (077) 522-1786 FAX (077) 522-1453

URL <https://shigarouki.or.jp>

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

≪8月3日開講 (大津会場)≫ 開講のご案内

建築物等の解体または改修工事の開始前に、石綿使用の有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の「石綿障害予防規則」改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました。

この「建築物石綿含有建材調査者」は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされており、施行の令和5年10月1日までに有資格者の確保が求められています。

つきましては、当協会では滋賀労働局の登録講習機関(滋賀労働局長 滋石第2号 登録有効期間 2026.11.23)として、「建築物石綿含有建材調査者講習(一般)」を下記の通り実施いたします。

記

1. 講習内容・実施時間

【1日目】 9時20分～16時40分

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
石綿含有建材の建築図面調査	4時間

【2日目】 8時55分～17時00分

現場調査の実施と留意点	4時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査 (筆記試験/マークシート方式)	100分

2. 実施日・会場

令和5年8月3日(木)・4日(金) (2日間コース)

◆会場◆ 滋賀労働基準協会 研修室 (大津市打出浜13-15 笹川ビル4階)

(JR膳所駅より徒歩15分、京阪石場駅より徒歩5分)

※受講者用駐車場はありませんので、公共交通機関を各自負担でご利用ください。

3. 受付開始日 令和5年6月1日(木) 午前10時 より 受付を開始 します。

4. 定 員 76名(定員になり次第締め切ります)

5. 受講料 47,080円(消費税込、テキスト代 5,280円含む)

7月14日(金)までに 受講料(テキスト代含む)を下記①～③のいずれかの方法で
ご入金ください。 ※請求書・振込用紙等の発行は致しませんので、予めご了承ください。

①滋賀労働基準協会 事務所(大津市打出浜)まで持参する (領収書を発行します)

②現金書留で郵送する (領収書を郵送します)

③銀行振込 **【振込先】 滋賀銀行 膳所駅前支店 普通預金 045749 (社)滋賀労働基準協会**

(振込手数料各自負担) 振込の場合は、金融機関等発行の振込証の控をもって領収書に代えさせていただきます。

6. 申込み方法

①『建築物石綿含有建材調査者講習(一般)専用申込書 ※受講資格証明欄あり』に記入し、

受講資格を証明する添付書類と一緒に、協会(本部)まで郵送、もしくは窓口まで持参で提出する。

※受講申込書は、証明写真を添付した「原本」を必ず提出してください。

※FAX や電話、メールでの受付は一切できません。

②受付完了後、開講2週間前までに受講票を FAX で(FAX の受信ができない場合は郵送にて)送信しますので、講習日当日に受付まで必ずご持参ください。(お手元に届かない場合はご連絡ください)

③受講料は、入金期限の7月14日(金)までにご入金ください。

※受講をキャンセル(取消) する場合は、開講1週間前【7月27日(木)】までに

下記の方法でご連絡ください。※電話での受講キャンセル(取消)・日程変更の受付はできません。

①「各種講習会(入金・取消・変更)連絡書」を FAX 送信する。

* ホームページより、専用用紙のダウンロードができます *

②ホームページの「コース変更・取消連絡フォーム」より、メールで送信する。

* * 開講1週間前を過ぎた場合、連絡の有無に関わらずキャンセル・日程変更はできません * *

7. 受講資格について

重要 *必ずご確認ください*

当講習を受講するには、「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた建築や石綿含有建材調査等に関する実務経験年数」などの『受講資格』が必要です。

次頁の「(参考)受講資格要件の詳細及び証明書等提出書類の一覧」のいずれかの条件を満たしていることを必ずご確認ください。

◎受講申込書の記入事項や添付書類に不備や不足がある場合は、追加の書類等のご提出をお願いする場合があります。また、受講資格が確認できない場合は受講をお断りします。

◎受講申込書の記入事項に虚偽の事実が判明した場合、講習終了後でもその資格は取消となり、発行済みの修了証明書や受講証明書は無効となります。

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

(参考) 受講資格要件の詳細及び証明書等提出書類の一覧

公益社団法人滋賀労働基準協会

分類	受講資格要件	申込書に添付する書類等	事業者証明(受講資格にかか る業務の 従事年数の証明)
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し	不 要
2	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して <u>2年以上</u> の実務経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	建築業務従事年数の証明(受講申込書の「受講資格・事業者証明欄」に記載のこと)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間に授業を行うものを除く)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。4において同じ)、建築に関して <u>3年以上</u> の実務経験を有する者		
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して <u>4年以上</u> の実務経験を有する者		
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して <u>7年以上</u> の実務経験を有する者		
6	建築に関して <u>11年以上</u> の実務経験を有する者	不 要	
7	a 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生規則別表第18第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材の調査に関して <u>5年以上</u> の実務経験を有する者	特定化学物質作業主任者技能講習修了証の写し	
	b 建築行政に関して <u>2年以上</u> の実務の経験を有する者	建築行政部署の辞令の写し等	左記の書類等が添付できない場合は、行政官庁による該当業務の従事年数の証明書
	c 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して <u>2年以上</u> の実務経験を有する者	石綿飛散防止にかかる担当部署の辞令の写し等	
	d 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	産業安全・労働衛生専門官の証票の写し又は辞令の写し等	
	e 労働基準監督官として <u>2年以上</u> その職務に従事した経験を有する者	労働基準監督官の辞令の写し等	
	f 一戸建て等石綿含有建材調査者講習を受講し、修了審査に合格して修了証明書の交付を受けた者	一戸建て等石綿含有建材調査者講習修了証明書の写し	不 要
g	作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して <u>5年以上</u> の実務経験を有する者	作業環境測定士免許の写し	業務従事年数の証明(受講申込書の「受講資格・事業者証明欄」に記載のこと)

受講申込書

※受講資格を証明する添付書類等(例:石綿作業主任者技能講習修了証のコピー)と一緒にご提出ください。

<写真添付欄>
 ※笑顔の写真は使用できません
 ○ のりで貼る
 × テープで貼る
 <証明写真条件>
 履歴書サイズ(約4×3.3cm)
 正面、無帽、無背景、上三分身
 6ヶ月以内の撮影
 裏面氏名明記
 写真用光沢紙使用のこと

講習名	建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	※当講習は、法令で「受講資格」が定められています。講習案内の「(参考)受講資格要件の詳細及び証明書等提出書類の一覧(ホームページでも掲載中)」を必ずご確認ください。
受講月日	令和 5 年 8 月 3 日 ~ 8 月 4 日	

下記の注意事項をご参照のうえ、太枠内をもちろなくご記入ください。※印は、必須記入事項(鉛筆使用不可)

※ふりがな		※現住所	※郵便番号は必ずご記入ください。〒	-	
※受講者氏名	戸籍上の氏名を記入のこと。(全角15文字、半角30文字まで)		生年月日※	昭和 平成	年 月 日
※旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合は、ご記入ください。 →併記を希望する <input type="checkbox"/> 旧姓を使用した氏名 <input type="checkbox"/> 通称		緊急時の連絡(講習会中止等)のため、又、申込についての問い合わせ等のため、 受講者ご本人様と連絡がとれる電話番号(携帯可)を必ずご記入ください。	→	(TEL) ※	
		個人申込みの方で受講票をFAXで受け取れる方は、FAX番号をご記入ください。 (FAXでの受取不可の場合は、FAXナシに☑チェックしてください。)	→	(FAX)	<input type="checkbox"/> FAXなし

↓勤務先を通じて申込む場合は、下記に必ずご記入ください。(受講票、修了証明書などの送付先となります) 個人申込みの方は、記入不要↓

※勤務先名		〒	-
※連絡先担当者 部署及び氏名 ※勤務先を通じて申し込み 場合は必ず記入	部署名 氏名	<受講料> 支払期限:開講10日前まで 47,080 円 (税込み、テキスト代込み)	
(TEL)		<input type="checkbox"/> ①銀行振込 <input type="checkbox"/> ②現金書留 <input type="checkbox"/> ③窓口持参	
※受講票送付先 (FAX)		講習会当日の支払いはできません。領収書をご入り用 の場合は、②③の方法でお 支払ください。 入金 月 日 予定	

この講習を受講するには、受講資格(事業者証明も必要)が必要です。受講資格の記入、事業者証明がないものは受付できません。
 ※個人で申込をされる場合についても必要です。

<受講資格> 1~7の受講資格の中から該当する番号に○印を付けてください。
 詳細は、講習案内に記載の「(参考)受講資格要件の詳細及び証明書等提出書類の一覧 ※以下「参考」と略記)をご覧ください
 ※受講資格1は技能講習修了証の写し、2~5は卒業証書写し又は卒業証明書(原本)を、7は「参考」で示されている書類を添付してください。

- 石綿作業主任者技能講習を修了した者(科目の免除は行いません)
- 学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- 学校教育法による短期大学(修業年限が3年)において、建築に関する正規の課程、相当課程(夜間に授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者
- 学校教育法による高等学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
- 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者等(「参考」の受講資格要件の詳細のaからgの7種類について確認してください)

上記の受講資格 2~5に○を付けた場合は、必ず記入してください。	最終学歴 (大学院は除く)	修了 学部卒業	上記の該当する受講資格及び左記を証明します。
上記の受講資格 2~7に○を付けた場合は、必ず記入してください。	当該業務 経験年数	年 月	▶証明日 令和 年 月 日 ▶事業場名 ▶職名 ▶氏名

◆申込開始日以降に、受講申込書(原本)に受講資格を証明する書類を添えてご提出ください。 <申込書 郵送先>
 ◆受講料は、①~③のいずれかの方法で講習開講日の10日前までにご入金ください。
 ①現金書留で郵送 ②銀行振込 ③事務所窓口へ持参
 【振込口座】滋賀銀行膳所駅前支店 普通045749 (社)滋賀労働基準協会宛 ※振込手数料各自負
 ◆開講1週間前を過ぎた場合、連絡の有無に関わらず取消はできません。欠席扱いとなり受講料は返金致しません。受講料未納の場合は、全額をお支払いいただきます。
 〒520-0806 大津市打出浜13-15
 笹川ビル4F
 公益社団法人滋賀労働基準協会
 ▶問い合わせ先 TEL077-522-1786

協会記入欄につき、 記入しないでください	協会 確認 欄				<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 領収	受講 番号
-------------------------	---------------	--	--	--	---	----------

<様式1号>
 (公社)滋賀労働基準協会「建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 受講申込書